



福岡県医発第 2326 号 (総)

平成 18 年 3 月 31 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋



NHK受信料について

標題の件について、日本放送協会（NHK）福岡放送局より別紙のとおり協力依頼
がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

平成18年3月吉日

社団法人 福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘 殿

日本放送協会福岡放送局

局長 三浦 元



拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、NHKの放送事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおりNHKは放送法によって設立され、公共の福祉や文化の向上、民主主義の健全な発展を図るため、テレビやラジオを通じて、質の高い豊かな番組を全国にあまねく提供しています。

その運営は、テレビ受信機を設置した方に公平に負担いただく受信料を唯一の財源としており、一般世帯はもちろんのこと、事業所等住居以外の場所に設置されているテレビにつきましても放送受信契約の対象となっております。受信契約の徹底については、衆参国会の予算審議の場や会計検査院の検査で指摘を受けています。

このため、病室に設置されているリーステレビも含めた各病院・医院・診療所に設置されているテレビの適正な放送受信契約の締結に向けた取り組みに努めているところです。

つきましては、貴医師会におかれましても、受信料制度に対するご理解とご協力を賜り、貴各支部へのご指導をお願いいたしたく、よろしくご高配くださいますようお願い申し上げます。

公共放送の基盤を支える受信料制度につきまして、今後とも各段のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具